

山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、建設工事に係わる調査、測量及び設計等業務（以下「業務委託」という。）の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規程及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第122条の規定に基づき、山梨県が発注する業務委託の完了検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 契約担当者 規則第2条第十号に規定する契約担当者をいう。
- 二 監督員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行なう職員をいう。
- 三 検査員 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査を行なう職員をいう。
- 四 発注機関の長 財務規則の規定に基づき、契約担当者が知事となる業務委託の発注を担当する本庁の各部局長、又は契約担当者が所長となる業務委託の発注を担当する出先機関の長をいう。

（適用）

第3条 この要綱は、山梨県が発注する業務委託の検査に適用する。

（検査の依頼）

第4条 発注機関の長は、検査を依頼するときは、次の各号に掲げる区分に従い、完了検査については、別記第1号様式により、完了検査（部分引渡し）については、別記第2号様式により、それぞれ行うものとする。

- 一 本庁執行の業務委託の検査 出納局長
- 二 出先機関執行の業務委託の検査 各所管区域の地域県民センター所長

（検査の命令及び委任）

第5条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、出納局工事検査課又は地域県民センターの職員に検査を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出納局長等が必要と認めるときは、別記第3号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。

（検査の立会）

第6条 検査には監督員及び受託者が立ち会うものとする。また、業務委託を担当する所属の長又は業務委託を担当する所属の長の命を受けた者（以下「担当所属の長等」という。）は原則として立ち会うものとするが、検査員が担当所属の長等の立会いを要しないと判断した場合には、立ち会いは要しないものとする。

（検査の方法）

第7条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行う。

（検査結果の報告及び措置）

第8条 検査員は、検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い、速やかに出納局長等に報告するものとする。

- 一 合格と認められるとき 検査調書（財務規則第87号様式）（以下「検査調書」という。）
 - 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第4号様式
- 2 第1項第二号の場合において検査員は、直ちに別記第5号様式により受託者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認（以下「修補完了確認」という。）を監督員に指示し、その指示を受けた者は、受託者から別記第6号様式を受理したときには、速やかに修補完了確認を行い、別記第7号様式により当該検査員に報告するものとする。

（検査結果の通知）

第9条 出納局長等は、前条第1項の規定による検査の結果について報告を受けたときは、次の各号により検査結果を発注機関の長に通知するものとする。

- 一 合格と認められるとき 別記第8号様式及び検査調書
- 二 不適正な部分があり合格と認めることができないとき 別記第9号様式

（再検査）

第10条 第8条2項の規定により修補指示を受けた業務委託の再検査（以下「再検査」という。）は、原則として当該検査を行った検査員が行うものとする。

2 第4条から第9条の規定は、再検査について準用する。

（検査の中止）

第11条 検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに out 納局長等に報告するものとする。

- 一 受託者若しくは管理技術者等又は検査対象業務委託に係る者が検査の実施を妨害したとき

二 検査の実施が困難なとき

(業務委託の成績評定)

第12条 業務委託に係る成績の評定は、別に定める山梨県委託業務成績評定要領により実施するものとする。

2 業務委託に係る評定の結果の報告は、第8条第1項第一号の検査結果の報告と同時に行うものとする。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

令和 第 年 月 日

出 納 局 長

地域県民センター所長 殿

発注機関の長

業務委託完了検査について（依頼）

次の業務委託の業務完了報告書を受理したので、検査をお願いします。

契 約 番 号					
業務委託の 名 称					
業務委託の 場 所					
受 託 者					
業務委託料					
履 行 期 間	着手	令和	年	月	日
	完了	令和	年	月	日
完了年月日		令和	年	月	日
完了報告書 受理年月日		令和	年	月	日
				検 査 立 会 者	
				検査予定 年 月 日	令和 年 月 日

令和 第 年 月 日

出 納 局 長

地域県民センター所長 殿

発注機関の長

業務委託完了検査（部分引渡し）について（依頼）

次の業務委託の業務完了報告書（部分引渡し）を受理したので、検査をお願いします。

契 約 番 号			
業務委託の 名 称			
業務委託の 場 所			
受 託 者			
業務委託料			
履 行 期 間	着手 令和 年 月 日	検 査 者 立 会 者	
	完了 令和 年 月 日		
引渡し部分 完了年月日	令和 年 月 日		
引渡し部分 完了報告書 受理年月日	令和 年 月 日	引渡し部分 検 査 予 定 年 月 日	令和 年 月 日
(引渡し部分の概要)			

第 号
令和 年 月 日

発注機関の長 殿

出納局長
地域県民センター所長

業務委託完了検査の委任について（通知）

検査日程等の調整を行った結果、次の検査を委任します

[illegible]

（契約担当者）
殿

検 査 員
所 属
職 氏 名

検 査 調 査 書

検 査 の 結 果 、 工 事 設 計 書 及 び 仕 様 書 の と お り 完 成 し た こ と を 確 認 し ま し た 。

契 約 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		契 約 金 額	
請 負 者		検 査 立 会 人	
工 期	着 手 令和 年 月 日	完 成 年 月 日	（部分引渡し） 令和 年 月 日
	完 成 令和 年 月 日	検 査 年 月 日	（部分引渡し） 令和 年 月 日
特 別 記 事	（引渡し部分の概要）		

出 納 局 長

地域県民センター所長 殿

（検査員）

所 属

職名氏名

印

業務委託完了検査（部分引渡し）報告書

検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができません。
別添、修補指示書により不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号	第 号				
業務委託の 名 称					
業務委託の 場 所					
受 託 者					
業務委託料					
履 行 期 間	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者			
	完了 令和 年 月 日				
指 定 部 分 完了年月日	令和 年 月 日				
指 定 部 分 完了報告書 受理年月日	令和 年 月 日	検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
検 査 結 果 の 概 要	(部分引渡し)				

修 補 指 示 書

（☐ 完了検査 ☐ 完了検査（部分引渡し））

（受託者）

殿

（検査員）

所 属
職 氏 名

次の業務委託の完了検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができない。
次の不適正部分（修補指示事項）を修補すること。
なお、修補が完了したときは、契約担当者に修補指示事項処理完了届(第6号式)を提出すること。

契 約 番 号							
業務委託の 名 称							
業務委託の 場 所							
受 託 者							
業務委託料							
履 行 期 間	着手	令和	年	月	日	検 査 立 会 者	
	完成	令和	年	月	日		
完了年月日	令和 年 月 日					検 査 年 月 日	令和 年 月 日
完了報告書 受理年月日	令和 年 月 日						
(修補指示事項)							
修 補 完 了 確 認 指 示							
(監督員)							
殿							
(検査員)							
所 属							
職 氏 名							
上記修補指示書の修補指示事項について、修補完了確認を指示します。 修補の完了を確認後に、受託者に「業務完了報告書」の提出を指示すること。							

令和 年 月 日

（契約担当者）

殿

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名 印

修補指示事項処理完了届

令和 年 月 日に実施された検査の結果指示された、次の業務委託の修補について
は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

- 1 契 約 番 号
- 2 業務委託の
名 称
- 3 業務委託の
場 所
- 4 業務委託料 ￥
- 5 履 行 期 間 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

令和 年 月 日

修 補 完 了 確 認 報 告 書

（☐ 完了検査 ☐ 完了検査（部分引渡し））

（検査員）

殿

（監督員）

所 属

職 氏 名

印

次の業務委託の修補完了確認を行った結果、適正と認められるので報告します。

契 約 番 号			
業務委託の 名 称			
業務委託の 場 所			
受 託 者			
業務委託料			
履 行 期 間	着手 令和 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 令和 年 月 日		
完了年月日	令和 年 月 日		
完了報告書 受理年月日	令和 年 月 日	検 査 年 月 日	令和 年 月 日
(修補指示事項)			
修 補 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
修補完了届 受理年月日	令和 年 月 日	修 補 完 了 確 認 年 月 日	令和 年 月 日

令和 第 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

業務委託完了（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、 第 号 で依頼のありましたこのことについての結果は、
別添のとおりです。

契 約 番 号 :
事業委託の名称 :

（ 別 添 ） 検査調書

（ 別 添 ） 検査調書
出来形検査調書

令和 第 年 月 日

発注機関の長 殿

出 納 局 長
地域県民センター所長

業務委託完了（部分引渡し）について（通知）

令和 年 月 日付け、第 号 で依頼のありましたこのことについての結果は、
不適正部分があることにより合格と認めることができません。

契 約 番 号：

事業委託の名称：

（参考添付） 修補指示書